

令和2年産業連関構造調査 (商業マージン調査)

記入の手引

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/margin/>

(「商業マージン調査」で検索できます。)

経済産業省大臣官房調査統計グループ

I 調査の概要

1. 調査の目的

令和2年産業連関構造調査（商業マージン調査）（以下「本調査」という。）は、各部門間の取引実態を記録する産業連関表において、通常、商業部門を経由して取引が行われることの多い各部門間の「財」の取引活動に伴う商業マージン等を調査するものであり、令和2年産業連関表（作表は総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業）の推計に関する基礎資料を得ることを目的としています。

産業連関表は、一年間の国内経済における財・サービスの産業間取引を1つの行列（マトリックス）に示した統計表であり、現状の経済構造の把握はもとより、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定、特定商品の需要予測、価格変動による影響分析等を行うための必須のツールとして、政府、民間を問わず広く活用されております。

2. 調査の根拠法規

統計法に基づく一般統計調査です。

3. 調査の対象となる事業者

卸売業、小売業のうち経済産業省が指定する産業分類に属する商品を卸売、小売している企業を対象とします。

4. 調査品目

経済産業省が指定した産業分類について、同封の「令和2年商業マージン調査 調査品目一覧表（以下「調査品目一覧表」という。）」を参照して個別品目を選択し、調査対象企業における販売金額の上位5品目を記入してください。

5. 調査事項及び調査方法

以下の事項について、郵送又はオンラインにて調査を行います。

- (1) 調査対象産業分類に含まれる個別品目名及び品目コード
- (2) 消費税の扱い、調査品目別の年間商品販売額、主要販売先
- (3) 商業マージン

※「II 調査票記入上の注意及び用語の解説」に従って記入してください。

本調査につきましては、事務局からの電話により、調査票到着及び調査に御協力いただく対応者の方の確認をさせていただきます。

6. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。統計作成以外の目的（税金の徴税等）に使用されることはありません（統計法第41条）。

7. 調査の対象期間

調査対象期間は、原則として令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間です。ただし、この期間での記入が困難な場合は、令和2年を最も多く含む決算期間（1年間）について記入してください。

なお、決算期間で記入した場合でも年間商品販売額、商業マージン及び主要販売先の

対象期間は一致させてください。

8. 調査票の提出と期限

調査票に記入後、返信用封筒に封入のうえ「経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局」宛、**令和4年11月30日(水)**までに提出をお願いします。

なお、記入の内容について照会させていただく場合もありますので、御報告いただいた内容が確認できるよう、控えをとっていただくなどの御対応をお願いいたします。

◎メールでの提出も可能です◎

調査票(紙)を配布しておりますが、弊省ホームページ上の本調査に係るサイト内にExcel形式の調査票を掲載しておりますので、こちらに入力の上、メールにて御提出いただいても結構です。

詳細は、6ページ「Ⅲ 経済産業省ホームページ上の掲載について」を御確認ください。

9. 調査票等の送付形態について

本調査の対象となる産業分類に属する商品を卸売、小売している主要な企業(本社)を指定し、調査に御協力いただいております。

送付内容については、「調査票」は選定させていただいた産業分類の枚数分に加え白紙を1枚、「調査品目一覧表」等の関係書類は1式を送付しています。不足分があれば「経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局」へ御連絡ください。同事務局につきましては、連絡先等のお知らせを同封しておりますので、御覧ください。受付時間は9:30~12:00、13:00~18:00(土日、祝日を除く)となっております。

本調査につきましては、経済産業省のホームページ上に掲載しております。

< 本件掲載のURL : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/margin/> >

※「商業マージン調査」で検索できます。

(※複数の産業分類の対象となる企業について)

○産業分類の選定方法

- ・ 既述のとおり、産業分類の選定においては、その産業分類に属する商品を卸売、小売する主要な企業を指定し、調査に御協力いただいております。
- ・ また、産業分類の選定に当たっては、同一企業内で複数の産業分類に該当しており、そのいずれもが主要な位置等を占める場合は、やむを得ず、複数の産業分類についての調査対象とさせていただいております。本調査の精度を向上させるため、このような措置をとっておりますので、何とぞ御理解と御協力の程お願いいたします。

(※白紙の調査票について)

- ・ 「企業の名称」、「企業の所在地」及び「整理番号」のみをあらかじめ印字し、産業分類を印字していない白紙の調査票を同封しております。こちらは、あらかじめ印字した産業分類以外の産業分類に属する商品のお取扱いがある場合や、印字した産業分類に属する商品の販売金額上位6品目以下についても記入いただける場合などにご使用ください。

II 調査票記入上の注意及び用語の解説

(1) 数値は全て1, 2, 3のように算用数字で記入してください。

金額（単位：千円）、単価（単位：円）で記入する項目については、単位未満は四捨五入して、整数で記入してください。平均マージン率（単位：%）で記入する項目については、小数点以下第2位で四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。

(2) 調査品目（個別品目名）ごとに、記入してください。なお、調査品目は、貴社で販売する際にマージンを付与した品目です。

(3) 「企業の名称」、「企業の所在地」があらかじめ印字してあります（これは、令和2年経済構造実態調査の情報によるものです）。変更等がある場合は、＝線（取消線）を引き、その上部に正しい情報の記入をお願いします。

また、問い合わせ先には、担当者の「所属部署名」「氏名」「電話番号」を記入してください。照会事項については、こちらに記入された御担当者ご連絡させていただきます。

(4) 「年間商品販売額」が明らかでない場合には、契約価格による金額で記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。

(5) 貴社で記入困難な箇所等がある場合には、対応可能な部署等と連絡の上、記入をお願いいたします。

「1. 品目の選択」

産業分類はあらかじめ経済産業省が指定をしております（これは、令和2年経済構造実態調査の情報によるものです）。この産業分類に含まれる品目のうち、貴社の販売金額の上位5品目を、同封の「調査品目一覧表」を参照して選択し、「個別品目名」及び「品目コード」を記入して下さい。

受注生産品であるか否かを問わず、貴社がマージンを付与して国内もしくは海外へ販売した品目が対象となります。他企業または自社の工場から受け入れて貴社で販売した品目についても、貴社でマージンを付与していれば含めてください。

なお、経済産業省があらかじめ指定した産業分類に属する商品について取扱いがない場合は、同封の「調査品目一覧表」を参照して産業分類を見え消しで訂正した上で、貴社の販売金額の上位5品目を選択して記入してください。

「2. 消費税の扱い」

消費税については、可能な限り、**消費税込み**で全品目を記入してください。消費税込みで記入できない場合は、全品目を消費税抜きで記入しても差し支えありません。

消費税の扱いにより、「消費税込み」か「消費税抜き」かについて、「2. 消費税の扱い」中の該当欄を○印で囲んでください。

「3. 年間商品販売額」

貴社における当該品目の年間販売額を記入してください。対象期間は、原則として令

和2年1月1日から同年12月31日までの1年間で記入してください。ただし、暦年による記入が困難な場合は、令和2年を最も多く含む決算期間（1年間）について記入してください。

- (1) 土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めないでください。
- (2) 年間商品販売額に、貴社が行った大型機械などの据付工事や、荷姿が大きい品目の切断などの流通加工に係る経費が上乗せされている場合は、これらの経費を除外してください。除外が困難な場合は、これらの経費を含んだ年間商品販売額を記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。
- (3) 年間商品販売額に、フランチャイズチェーンストア方式の本部に支払う経営指導料が上乗せされている場合は、その経費を除外してください。除外が困難な場合は、その経費を含んだ年間商品販売額を記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。

「4. 商業マージン」

商業マージンは、原則として、以下の【販売額ベース】で記入してください。それが困難な場合は、【販売単価ベース】で記入してください。

本調査における商業マージンとは、貴社が当該品目を卸売または小売する際に付与したマージン（利幅、利ざや）の大きさを指しており、ここでは単純にマージンと呼んでいます。

また、マージンは、大口取引、大量仕入、現金仕入などの取引形態や、受注生産品、プライベートブランド商品などの商品形態等によって、その大きさが相当異なる傾向がありますが、本調査では、貴社の年間の平均的なマージン（ここでは平均マージンと呼んでいます）を記入していただきますようお願いいたします。それが困難な場合は、代表的な銘柄の品目や、売れ筋商品に係るマージンを記入してください。

平均マージン額＝年間商品販売額－売上原価　もしくは、
平均マージン　＝商品販売単価－商品仕入単価　としてください。

【販売額ベース】

平均マージン率、売上原価のどちらかひとつを記入してください。

- (1) 平均マージン率は、当該品目の年間商品販売額に係るマージン額の割合です。
- (2) 売上原価は、当該品目の年間商品販売額に係る売上原価です。売上原価とは、年間商品販売額に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額です。
- (3) 平均マージン額と平均マージン率の関係は以下のとおりとしてください。
平均マージン額（千円）＝年間商品販売額（千円）－売上原価（千円）

平均マージン率 (%) = 平均マージン額 (千円) ÷ 年間商品販売額 (千円) × 100

【販売単価ベース】

販売単価ベースで記入する場合は、商品販売単価を必ず記入してください。さらに、平均マージン率、商品仕入単価はどちらかひとつを記入してください。

当該品目の商品販売単価、商品仕入単価は、重量あたりの単価や個数あたりの単価など色々な種類がありますが、ここでは特に制約を設けていません。ただし、当該品目内では同じ単位の単価で揃えてください。

(1) 商品販売単価は、販売額ベースに比べて記入できる品目の範囲が絞られる傾向がありますので、当該品目のうち、代表的な銘柄の品目や、売れ筋商品などの対象期間1年間の平均的な販売単価を記入してください。

(2) 平均マージン率は、商品販売単価を記入した当該品目に係る、平均的なマージンの割合です。

(3) 商品仕入単価は、商品販売単価を記入した当該品目に係る、社外からの平均的な商品仕入単価をいいます。

(4) 平均マージンと平均マージン率の関係は以下のとおりとしてください。

平均マージン (円) = 商品販売単価 (円) - 商品仕入単価 (円)

平均マージン率 (%) = 平均マージン (円) ÷ 商品販売単価 (円) × 100

(5) 商品販売単価に、貴社が行った大型機械などの据付工事や、荷姿が大きい品目の切断などの流通加工に係る経費が上乗せされている場合は、これらの経費を除外してください。除外が困難な場合は、これらの経費を含んだ商品販売単価を記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。

(6) 商品販売単価に、フランチャイズチェーンストア方式の本部に支払う経営指導料が上乗せされている場合は、その経費を除外してください。除外が困難な場合は、その経費を含んだ商品販売単価を記入していただいても差し支えありませんが、その際には調査票の備考欄にその旨を記入してください。

「5. 主要販売先」

当該品目の主要な販売先について、以下の(1)から(6)の事項に注意のうえ、1つ選択して、「5. 主要販売先」中の該当欄を○印で囲んでください。

(1) 「卸売業者」とは、他企業の卸売業者に商品を卸売した場合をいいます。

(2) 「産業用使用者」とは、他企業の産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校など。官公庁を含みます。）に業務用として商品を卸売した場合をいいます。

(3)「小売業者」とは、他企業の小売業者に商品を卸売した場合をいいます。

(4)「一般消費者」とは、家計に商品を販売した場合をいいます。

(5)「国外（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合をいいます。（日本国内に居住する外交官及び外国大使館等への販売を含みます）。

(6)「その他・不明」とは、上記以外の販売先に商品を販売した場合や、販売先が不明の場合をいいます。

「備考」

備考は、以下のような内容のほか注意すべき事項がありましたら、その旨記入してください。

- ・ 休業中のため対象外
- ・ 令和2年暦年ではなく令和2年度決算ベースで記載
- ・ 契約価格による年間商品販売額で記載
- ・ 年間商品販売額や商品販売単価に、貴社が行った大型機械などの据付工事や、荷姿が大きい品目の切断などの流通加工に係る経費が上乗せされている。
- ・ 年間商品販売額や商品販売単価に、フランチャイズチェーンストア方式の本部に支払う経営指導料が上乗せされている。

Ⅲ 経済産業省ホームページ上の掲載について

1. 「調査票」について

◎メールでの提出もできます◎

(1) ホームページ掲載の Excel 形式

皆様のお手元には、調査票（紙）を配布しておりますが、弊省のホームページ上の本調査に係るサイト内に Excel 形式の調査票を掲載しておりますので、こちらに入力の上、御提出いただくことが可能です。

なお、Excel ファイルを御提出いただく場合は、下記のいずれかの方法（①、②）で御提出いただくよう御願いたします。

- ① 下記URLよりダウンロードした Excel ファイルに入力した後、経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局の以下のメールアドレスに、パスワード付きの Excel ファイルを送信し御提出いただく方法。
- ② Excel ファイルに入力した後、プリントアウトしていただいた調査票（紙）を、同封の返信用封筒にて御提出いただく方法。

< 本件掲載のURL : <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/margin/> >

※「商業マージン調査」で検索できます。

< Excel 調査票の提出先メールアドレス : >

お送りした『記入の手引』を御覧ください。

※①の場合、Excel には、必ず下記パスワードを付けてから御提出ください。

(利用上の留意点)

- Excel 形式の調査票をダウンロードする際のパスワードは以下のとおりです。

パスワード： お送りした『記入の手引』を御覧ください。

- 調査票（紙）には、あらかじめ「企業の名称」、「企業の所在地」、「整理番号」、「分類コード」、「分類名」が印字してありますが、Excel ファイル上では、この部分は空欄となっております。お手数でも、調査票（紙）に印字されている「企業の名称」等を Excel ファイルに入力した上で、各調査項目に入力してください。
- 右端のシート名「チェックシート」に、各項目間の整合性等を確認するための簡易的なチェックシートを設けてありますので、入力されたデータの確認用に御活用ください。

(2) CD-R に保存している Excel 形式

電子媒体の調査票（Excel 形式）を使用することを希望する調査対象企業は「経済産業省 商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局（TEL 0120-901-121）」まで御連絡ください。調査票の電子媒体を保存した CD-R を送付いたします。

2. その他の関連資料について

上記 URL に各種関連資料を掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしていただくなど御活用ください。

(掲載している関連資料)

- 商業マージン調査 記入の手引（PDF 形式）（本資料）
- 商業マージン調査票 記入例（PDF 形式）
- 商業マージン調査 調査品目一覧表（PDF 形式）
- 産業連関表のご紹介（PDF 形式）
- 調査票（PDF 形式／Excel 形式）

IV 白紙(企業名や住所しか書かれていない)を含む複数の調査票について

封筒には、白紙（企業名や住所しか書かれていない）調査票を同封しています。選定させていただいた産業分類以外の商品の取扱いがありましたら、白紙の調査票へ「調査品目一覧表」を参考に、品目コード、個別品目名を御記入いただき、年間商品販売額及び商業マージンを御記入ください。また、品目が属する産業分類コード及び名称について、「調査品目一覧表」の「産業名及び個別品目名早見表」を参考に御記入ください。

なお、選定させていただいた産業分類が複数ある場合も、それぞれの産業分類の商品の取扱いがある場合には、それぞれについて御記入ください。